## 第40回基本計画策定・推進専門委員等会議 会議後の意見及び質問並びに質問への回答一覧

## 【記載事項について】

- ○「種類」欄は、構成員が提出した質問、意見の種別を指す。
- 〇 「施策番号」は第4次犯罪被害者等基本計画の施策番号、「資料番号」は第40回基本計画策定・推進専門委員等会議の資料番号をそれぞれ指す。

整理 番号	構成員	種類	施策番号 資料番号	質問、意見の内容	質問への回答	回答府省庁
1	正木構成員	質問		い。また、県によって回数、内容等は異なるのかについても教えてほしい。	際に児童の聴取に当たる警察職員を対象に、児童の負担軽減に配意しつつ信用性の高い供述を確保するための聴取方法に関する講義や具体的な聴取場面を想定した実践的なロールプレイングを行っているほか、各都道府県警察の指導担当者を対象とする研修会を開催して児童からの聴取に関する技能の向上に努めている。警察庁の刑事企画課主催の研修においては、各年度のはじめ(令和4年度は5月と6月に開催)に、新たに代表者(被害児童)聴取業務を担当する都道府県警察の指導担当者を対象に、刑事企画課担当者から代表者聴取の現状、代表者聴取実施時における留意事項等、科学警察研究所担当者から代表者聴取の実施要領、質問方法等の講義、ロールプレイングを実施している。また、年度後半(令和4年度は12月開催)に、同指導担当者を対象に、聴取技法等のブラッシュアップ研修を実施している。 さらに、各都道府県警察において、その実情に応じて、児童からの聴取方法に関する研修を行っている。	警察庁
2	正木構成員	質問	施策番号121	代表者聴取について、汚染防止、児童の心情配慮等についてどのような研修をしているのか具体的に研修の方法、内容等教えてほしい。	法務・検察においては、検察官の経験年数等に応じた各種研修を行っているところ、その一環として、いわゆる司法面接や供述心理等を研究している大学教授等による児童の事情聴取方法等に関する講義・演習を実施するなど、児童から適切に事情を聴取するのに必要な知識・能力の向上を図るための研修を実施している。 さらに、検察当局においては、関係機関とともに児童虐待に関する勉強会や、児童相談所等の関係機関職員による講義・講演を実施したり、検察官を司法面接の手法等に関する民間団体主催の研修に参加させたりするなどして、検察官が適切に代表者聴取が行えるように各庁の実情に応じた独自の取組も行っているものと承知している。	法務省
3	正木構成員	意見	資料4	資料4の1頁目の4②、4頁目の連携に日弁連、弁護士会を 検討してほしい。		総務省
4	正木構成員	意見質問	資料6	教師の児童生徒に対する性犯罪、性暴力(いじめも同様)は相談しにくい状況にあるので、どう拾い上げるのかがまず重要だと考える。また、相談していることも知られたくないという児童生徒も多いことも特徴である。よって、プライバシーの保護が十分にはかられた相談体制の整備、相談してみようと思える体制整備等をお願いしたい。「被害者、加害者、傍観者にならない」を基本とする「いのちの安全教育」はどのように実施されているか教えてほしい。性犯罪、性暴力を防止するためには、正しい性教育が必須だと考える。きちんと性教育を行ってほしい。	文部科学省では、子供たちを性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもしないための「生命(いのち)の安全教育」の教材及び指導の手引きや教員用の研修動画等を作成して周知しているところ。 令和3年度、令和4年度とモデル事業を展開してきており、体育科、保健体育科や特別活動を含む教育課程内外の様々な活動を通じて、児童生徒の発達の段階や学校の状況を踏まえ、「生命(いのち)の安全教育」が実施されている。 令和5年度は、加えて全国フォーラム等も実施し、全国の学校等での実施を推進することとしている。 「生命(いのち)の安全教育」の教材等に関して、詳しくは以下のURLに掲載している。 https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html	文部科学省

5	正木構成員	意見	施策番号214	不登校となった児童生徒の支援について、犯罪直後に学校復帰は非常に難しい状況であるので、この期間、学習が遅れないようにサポートする支援、教育を受ける権利を保障する支援も重要であると考えるので、検討してほしい。		文部科学省
6	正木構成員	質問	資料8	資料8の6頁目に記載の「コンタクトカード」について、詳細がわかるものを教示いただきたい。	(公共交通事故被害者支援ウェブサイト) ・https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_fr_000013.html (コンタクトカード) ・https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/content/001409317.pdf 上記のウェブサイトをご確認いただきたい。	国土交通省
7	飛鳥井構成員	質問		生活保護における所得認定に関して、見舞金の取扱いを教示いただきたい。	見舞金については、原則として、収入として認定した上で、保護の要否を判断することになる。ただし、保護を受けている世帯の自立更生のために当てられる額は、収入として認定しないこととしている。 「自立更生のために当てられる額」としては ・被保護者が災害等により損害を受け、事業用施設、住宅、家具什器等の生活基盤の回復に要する経費 ・被保護者が災害等により負傷し若しくは疾病にかかった場合の当該負傷もしくは疾病の治療に要する経費 などを認めることとしている。	厚生労働省
8	伊藤構成員	意見質問	資料7	PTSD対策専門研修、思春期精神保健研修について、医療従事者のみならず、自治体の被害者担当者や教育関係者(教員)などにも提供することはできないか。自治体や学校など、PTSDについての理解が十分でなく、また研修の機会もないので、厚生労働省が中心になってオンデマンドなどで広く提供することを検討していただきたい。	以下の公募要綱に記載のとおり、ご指摘の方々も受講可能な設計となっている。 https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001050737.pdf	厚生労働省
9	伊藤構成員	意質問	資料8	国土交通省が交通事故の重度後遺障害者の医療充実や、被害者の相談活動などに積極的に取り組まれていることがわかり大変参考になったが、こうした情報は一般向けに広報しているのか。国土交通省のHPなどに被害者支援のタグをつくるなどして、必要とする人々にきちんと情報が届くよう検討していただきたい。	これまで、国土交通省における自動車事故被害者への被害者支援については、国交省HP内の自賠責ポータルサイトや独立行政法人自動車事故対策機構(ナスパ)のHPにて周知を行っているほか、警察、損害保険会社、病院、自治体等にも周知活動を行っているところ。 ※国交省HP及びナスバHP内の被害者支援に関する情報は、以下リンク先のページより閲覧可能。 ・国交省HP自賠責保険ポータルサイト https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidoshajiko.html ・ナスバ((独)自動車事故対策機構) https://www.nasva.go.jp/sasaeru/ また、令和4年12月には、自動車事故被害者ご本人やそのご家族などが、事故直後で混乱している中でも事故の概要等の記録を残していただけるよう、また、警察、ナスバや自治体、民間被害者支援団体などで行われている支援制度を知っていただけるよう、国土交通省にて「交通事故被害者ノート」を作成し、国土交通省及びナスバのウェブサイトにてアDFデータの公開を開始したほか、全国の都道府県にある犯罪被害者の方向けの総合的対応窓口等で冊子の配布を行っている。「交通事故被害者ノート」が必要とする事故被害者の方々のお手元に届き、不安の解消やサポートにつながるよう、今後も周知に取り組んでまいりたい。※「交通事故被害者ノート」のPDFデータは、以下リンク先のページよりダウンロード可能。 ・自賠責保険ポータルサイト https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidoshajiko.html ・ナスバ((独)自動車事故対策機構) https://www.nasva.go.jp/sasaeru/car_accident.html	国土交通省